

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年10月1日作成)

法令名	測量法
根拠条項	第43条
許認可等の種類	測量成果の複製承認
法令の定め	(測量成果の複製) 第43条 公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であって国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。
審査基準	次のいずれかに該当する場合、承認しない。 1 測量計画機関の長が行う刊行又は電磁的方法による提供を害するおそれがあると認められるもの。 2 偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの。 3 個人情報保護等の個人の権利利益、国の安全等を害すること又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で複製することが明らかなもの。 4 申請された複製の目的に照らし、適切でない測量成果を複製するもの。 5 複製の作業方法が不適切で、複製品の正確さを確保する上で適切でないもの。 6 上記のほか、測量計画機関の長が特に必要と認めるもの。
標準処理期間	総期間 5日・ 月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 5日・ 月 ()
処分担当課	水産林務部林務局森林計画課主査(計画推進)(電話番号：011-231-4111(内線28-528))
申請先	同上 (電話番号：)
問い合わせ先	同上 (電話番号：)
備考	(公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/index.html)